

新潟市秋葉区農業委員会 11 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 11 月 30 日（月）午後 3 時 30 分から午後 4 時 18 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
委員	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

1 番	鈴木 儀一
2 番	長井 範親

第 2 議事

議案第 21 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 22 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 23 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年11月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<挨拶>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は欠席の方はいらっしゃいませんので、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	皆さんから異議がありませんので1番・鈴木委員、2番・長井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 21 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 21 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。
利用権設定の新規分、新津地区 6 件、小須戸地区 2 件、筆数 88 筆、面積 83,258 m²であります。
3 ページからは利用権の更新分、新津地区 35 件、小須戸地区 9 件、筆数 195 筆、面積 172,039 m²であります。
12 ページは売買で、新津地区 3 件、小須戸地区 1 件、筆数 16 筆、面積 13,962 m²であります。
13 ページは利用権の移転分、新津地区 1 件、筆数 2 筆、面積 3,611 m²であります。
14 ページは中間管理事業分、新津地区 1 件、小須戸地区 1 件、筆数 3 筆、面積 1,123 m²であります。
15 ページは、新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。
農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、令和 2 年 12 月 14 日となります。
16 ページには地区別実績表を添付いたしました。
以上です。

議長 それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(委員退席)

議長 ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 21 号は、原案どおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員入室)

議長

それでは次に移ります。
議案第 22 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(真柄主査)

それでは、議案書 17 ページをご覧ください。
議案第 22 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。
番号 1、
転用者有限会社 A 代表取締役 B 氏、所有者 C 氏、
七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。
本件は、転用者有限会社 A の工場駐車場拡張を目的として、転用及び所有権移転を行うものです。譲受人はガス管の配管業者で、駐車場のスペースが足りないため、駐車場拡張を目的として申請したものです。
本件の申請地は、農振農用地域外農地 3 筆 159 m²で、10 ha以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第 1 種農地と判定し、立地基準のうち既存施設の拡張に関する項目を適用し、既存施設の 1/2 を超えない範囲であれば許可しうるものです。
本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。
本件は農地部会に付されました。
次に番号 2 をご覧ください。
転用者 D 氏、所有者 E 氏、
六郷地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。
本件は、駐車場整備を目的として、譲受人の敷地を拡張するものです。所有者の E 氏は転用者の本家で、今までは、本家の庭に転用者の車を駐車させていました。この度、転用者の敷地を拡張し、所有する 2 台分と来客用の 1 台の駐車場を確保することを目的に申請したものです。
本件の申請地は、農振農用地域外農地 1 筆 152 m²で、10 ha以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第 1 種農地と判定し、立地基準のうち既存施設の拡張に関する項目を適用し、既存施設の 1/2 を超えない範囲であれば許可しうるものです。そして本件の既存施設の面積は 2 筆 329.13 m²で要件を満たしております。

本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地部会に付されました。

次に番号 3 をご覧ください。

転用者 F 氏ほか 1 名、所有者 G 氏、

市之瀬地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。

申請地の選定理由としては、両親の高齢化に伴う介護を想定し、実家近くに土地を求めたものです。

本件の申請地は、農振農用地区域外農地 1 筆 390 m²で、10 ha以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第 1 種農地と判定しました。

従って、第 1 種農地の許可要件である住宅で集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで許可されるものです。

本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地部会に付されました。

次に番号 4 をご覧ください。

転用者 H 氏、所有者 I 氏、

新保地区の案件で、佐藤推進委員の担当地区です。

本件は露天駐車場設置に関する転用許可申請です。

本件の申請地は、農振農用地区域外農地 1 筆 315 m²で、半径 500m以内に許可基準に定める施設が 2 か所存在し、かつ前面道路に上下水道又はガスのうち 2 つが敷設されていることから第 3 種農地と判定されるため、許可可能と判断されます。

本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和 2 年 11 月 25 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条許可申請 4 件について報告します。

議案書 17 ページ 1 番の案件です。

本件の転用者有限会社 A 代表取締役 B の代理人、同社取締役 J 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、事業拡大に伴って車が増え、社員の自家用車と事業用の車を置く場所を確保するため、申請に至ったとのことでした。

また、もっと大きいところは検討したのか尋ねたところ、現工場を利用するためにも、既存施設の拡張となったとの事でした。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

議案書 17 ページ 2 番の案件です。

本件の譲渡人 E 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、転用者の車は、子供のを含めて 2 台あるが、玄関先まで譲渡人の畑になっており、駐車場がないため、その畑を譲ることになったとのことでした。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書 17 ページ 3 番の案件です。

本件の転用者 F 氏ほか 1 名の代理人、行政書士法人 K 補助者 L 氏に対し聞き取りをおこないました。

転用者らは結婚を機に住宅建築を計画し、将来の親の介護などを想定し、近隣の申請地を敷地として選定したとのことでした。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

議案書 17 ページ 4 番の案件です。

本件の転用者 H 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、転用者が経営している M は年に 3 回展示会を行うが、来場者の駐車場が少ないため路上駐車して近隣に迷惑をかけており、この解消のため申請に至ったとのことでした。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 22 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の
議案第 23 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(真柄主査)

それでは、追加議案書 1 ページをご覧ください。
議案第 23 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。
番号 1、
譲受人 N 氏、譲渡人 O 氏、
覚路津地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。
本件は、売買による所有権移転の許可申請です。
申請地は、申請地は農振農用地区域内農地で、畑 7 筆 2,479 m²です。
譲受人は秋葉区蕨曾根の実家の経営に参加しており、水稻を主体とした
経営で約 3.6 ha の栽培を予定しております。
譲渡人は西区に住んでおり、労働力不足のため、離れている秋葉区の農
地を、以前からの知り合いである譲受人に譲渡するものです。
現在の営農の主力は実家の父親であります。今回の農地は後継者の譲
受人が申請するものです。
現在、畑作にやや適さない状態が一部ありますが、所有権移転後に整え
る予定との事です。
10 アール当たりの対価は 60 万円です。
本件は農地部会に付されました。
次に番号 2 をご覧ください。
譲受人 P 氏、譲渡人 Q 氏、
七日町、結、福島地区の案件で、吉川推進委員、原田推進委員の担当地
区です。
本件は秋葉区の父から新発田市の子への経営移譲に伴う使用貸借権の設
定で、譲受人は 2 年前から実質的に経営を移譲されており、入り作で秋葉
区の農地を耕作するものです。
申請地は、農振農用地区域内農地が田 27 筆 23,956 m²、畑 1 筆 498 m²、

その他の農地が 田 3 筆 3,070 m²、畑 4 筆 1,479 m²、計 29,003 m²です。

本件は農地部会に付されました。

次に番号 3 をご覧ください。

譲受人 R 氏、譲渡人 S 氏、

結地区の案件で、原田推進委員の担当地区です。

申請面積は田 1 筆 1,015 m²です。

本件は同居の親子間の贈与による権利設定です。このため本件は農地部会省略案件です。

次に、追加議案書 1 ページ 4 番、および 2 ページ 5、6、7 番についてです。これは譲渡人が 4 名ですが、譲受人が同一人であるため、一括説明とさせていただきます。

譲受人 T 氏、

譲渡人 U 氏、V 氏、W 氏、X 氏、

西島、程島、古津地区の案件で、古田推進委員、木伏推進委員の担当地区です。

譲受人は妻と子の 3 名で経営しており、水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 30.9 ha の栽培を予定しております。

譲渡人は委託先であった譲受人への譲渡を希望し売買の申出をしたものです。

申請地は、農振農用地区域内。農地が 田 9 筆 10,885 m²、畑 1 筆 59 m²、その他の農地が 田 8 筆 774.41 m²、畑 3 筆 263 m²、計 11,981.41 m²です。

10 アール当たりの対価は 8 万円から 18 万円です。

なお、議案第 23 号の案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

1 ページ 4～7 の案件は、売買価格が異常に安いのが、何か訳があるのでしょいか。

事務局

譲受人は、「譲渡人からの依頼によるが、対象地は地盤が悪く条件がよくないため買いたくはなかった。しかし、現在、自分が受託し耕作しているので、やむを得ず買うことにした。」と話していました。

鈴木委員

了解しました。

議長

他にありませんか。

(なし)

議長

他にありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第3条の規定による意見決定6件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人N氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、規模拡大を目的として申請に至ったとのことでした。

現地調査したところ一部林地化している部分があったが、今後の管理をどうするのか尋ねたところ、木を伐採・抜根し、耕作したいとのことでした。

譲受人は農地まで25kmあるが、この近くに農地があるのか尋ねたところ、父親が近くにいる、農地もあるとのことでした。

許可になったら申請どおり耕作するように指導し、譲受人もこれを了承しました。

次に追加議案書1ページ2番の案件です。

本件の借受人P氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、貸付人である父が一昨年の11月に病気で倒れ、脳梗塞も発症したため、昨年より代わりに農業に従事していたが、父の回復が望めないため、借受人が農業を継承するため申請に至ったとのことでした。

通作には距離があるが大丈夫か尋ねたところ、現在の農外勤務が秋葉区内であるため問題ないとのことでした。

今後も通作の予定か尋ねたところ、新発田に持ち家があり、子供の通学の問題からしばらく現状のままとしたいとのことでした。

許可になったら申請どおり耕作するように指導し、借受人もこれを了承しました。

次に追加議案書1ページ4番、2ページ5、6、7番の案件です。

本件の譲受人T氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、耕作農地に隣接している複数の農地について、不要なので購入して欲しいと所有者からの申出があったため、今回まとめて4名分の申請に至ったとのことでした。

許可になったら申請どおり耕作するよう指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 23 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について、

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、

農地法第 5 条転用届出に関する受理について、

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 18 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。

新津地区 1 件、小須戸地区 1 件、筆数 3 筆、面積 1,123 m²であります。

19 ページは中間管理事業の利用権の移転分、

小須戸地区 1 件、筆数 3 筆、面積 2,408 m²であります。

つづいて議案書の 21 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり 44 件受理いたしました。

(真柄主査)

31 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 2 件回答しました。

32 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。

記載内容のとおり 2 件受理しました。

33 ページをご覧ください。

農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 2 件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和 2 年 11 月の定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 長 井 範 親